

文例（未成年の子がいる場合）

①未成年後見人を指定しておく場合

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、未成年者である長男〇〇〇〇（生年月日）に、相続させる。

第2条 遺言者は、未成年者である長男〇〇〇〇（生年月日）の未成年後見人として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第3条 遺言者は、前条の未成年者の後見監督人として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

｜未成年後見人

未成年者には親権者（例えば子の財産を管理したり、教育したり、保護したりする者）が必ず必要です。親権を行う者がいなくなる場合には、最後に親権を行う者は、遺言で未成年後見人を指定することができます。未成年後見人は1人に限られ、法定の欠格事由がある者は後見人になることができません。遺言によって、未成年後見人が指定されていない場合は、親族等の請求により家庭裁判所が選任することになります。

未成年後見人には親権者と同様の権利義務が与えられるので、人選には慎重を期しましょう。なお、未成年後見人に指定された者には、拒否する権利もありますので、一番信頼できる人に確実に後見人になってもらえるように、事前に依頼しておきましょう。

｜未成年後見監督人

また、未成年後見人の事務を監督する未成年後見監督人を遺言で指定することもできます。後見監督人は複数人でも差し支えありませんが、法定の欠格事由がある者および後見人の近い親族は後見監督人になることができません。なお、後見監督人に指定された者には、未成年後見人と同様に、拒否する権利もありますので、事前に依頼しておきましょう。

文例（未成年の子がいる場合）

②負担付遺贈を行う場合

第1条 遺言書は、第2条記載の財産を除く遺言者の有する一切の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、〇〇〇〇（生年月日 住所）に下記の負担付きで遺贈する。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店
種類 普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇

記

遺言者の長男〇〇〇〇（生年月日）に対し、同人が成年に達する〇〇年〇〇月まで、毎月末日限り金10万円ずつを同人方に持参して支払う。

以上

第3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・
職業 〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

負担付遺贈とは、義務を負担してもらう代わりに、財産を遺贈することをいいます。負担させる内容は、自由に決めることができます。負担付遺贈は受遺者が拒否することも考えられますので、事前に依頼をしておく必要があります。また負担の範囲は遺贈を受けた財産の価格の範囲内に限られますので、負担にかかる費用を見通した上で、遺贈を考える必要があります。

｜遺言執行者の指定

受遺者がちゃんと義務を果たしてくれるかわかりませんので、監視役として遺言執行者を指定しておきましょう。